

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

厚労省審議会「全国加重平均 1,002 円の最低賃金額改定の目安」を提示

今月のニュースレターでは中央最低賃金審議会において取りまとめられた、
2023 年度の地域別最低賃金額改定の目安についてご案内いたします。

■ 2023 年度最低賃金額改定の目安

2023 年 7 月 28 日に開催された第 67 回中央最低賃金審議会において、2023 年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。

2023 年度全都道府県を以下のように区分けし、引上げ額の目安を提示しています。

- A ランク 引上げ額の目安 41 円
- B ランク 引上げ額の目安 40 円
- C ランク 引上げ額の目安 39 円

参考 URL：厚生労働省 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34458.html

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

引用：厚生労働省 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について

正式な最低賃金額については、地方最低賃金審議会を経て決定となりますが、仮に上記の通りに引上げが行われた場合、全国加重平均は 1,002 円となり、2022 年度の全国加重平均上昇額 31 円と比較し 10 円高い 41 円の上昇額となります。これは 1978 年度に目安制度が始まって以降の最高額となります。

前述の通り、正式な決定については地方最低賃金審議会を経て決定となりますが、大幅な引上げとなることが予想されます。最低賃金額を下回る従業員がいないかを確認の上、労働条件の見直し等、今のうちから対策を進めておきましょう。

ご不明点やお困りのこと、お悩みがございましたら、弊社担当までご連絡ください。

◆9月の労務スケジュール

- ～9/30 8月分社会保険料納付
- ～9/10 8月分源泉徴収税額・住民税額の納付



編集担当：奥田
編集責任者：勝山